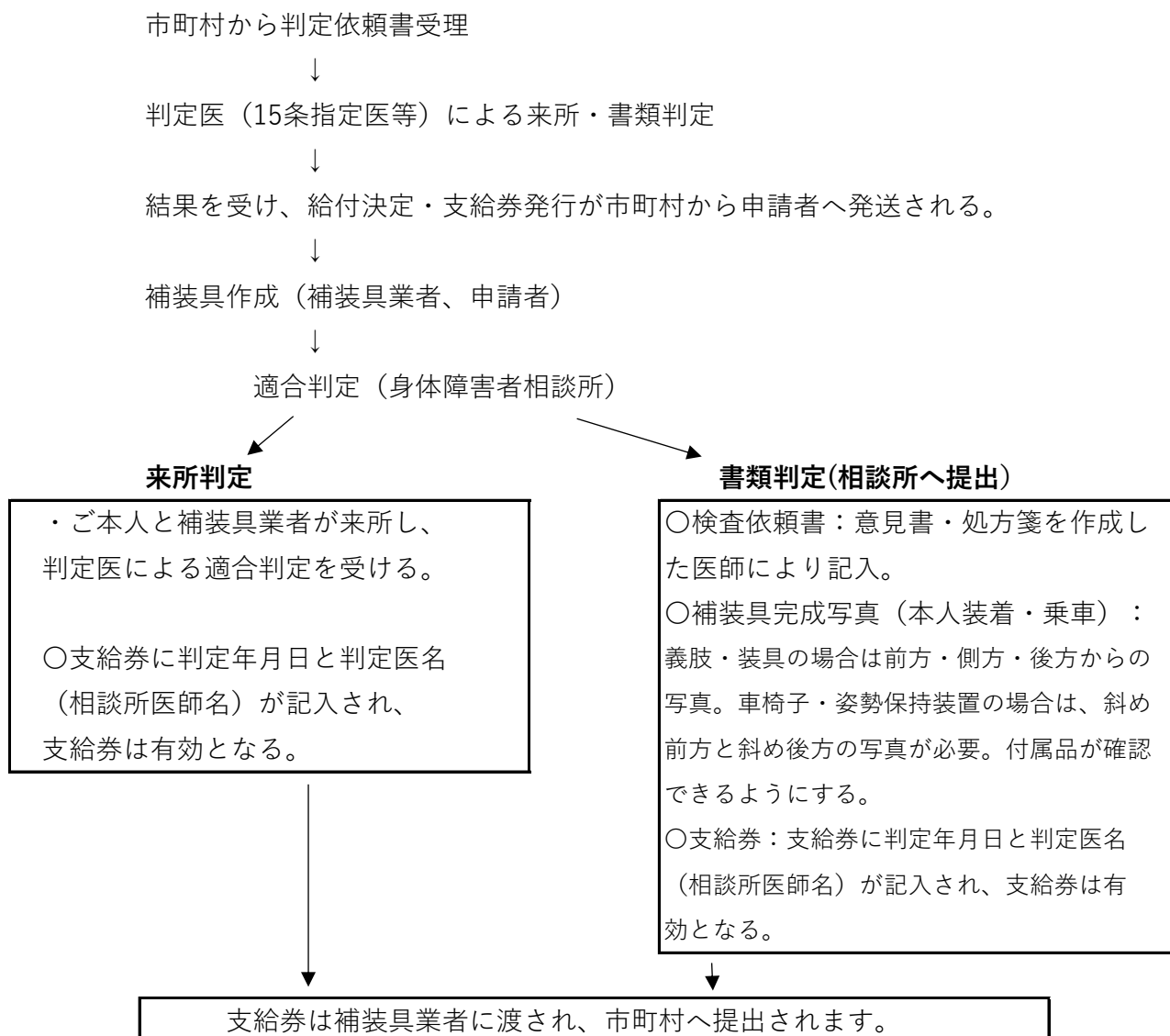


## 身体障害者相談所における補装具判定～適合判定までの流れ



**書類適合判定に関する書類の作成に関して、県外業者の場合、適合判定の流れが理解されていないことが多く、未適合が多くあります。市町村からの周知も宜しくお願いします。**

### 注意事項

- ・未適合のまま、放置又は支給券を発行した場合、適合処理が行われていないものと見なし、次回、補装具作成の際に申請が困難になる可能性があります。
- ※相談所の判定に基づいて製作された補装具を給付する場合には、相談所等による適合判定を行うこととされています。
- ※相談所は適合判定を行い（または補装具費支給意見書を作成した医師の適合判定が適切に行われたか確認を行い）、最終的に、市町村は医師及び相談所による適合判定が行われたことを確認することとされています。

### ※参考

補装具費支給事務取扱指針（平成30年3月23日障発0323第31号）第2-5(1)ア、イ